

八尾市図書館ボランティア団体活動登録要綱

【目的】

第1条 この要綱は、八尾市において図書館事業に関心を抱く人たちが集まり、市民の読書意欲の醸成を促進するための活動を自発的に行うボランティア団体（以下「ボランティア団体」という。）の活動状況の把握を行うために必要な登録事務に関する事項を定める。

【登録資格】

第2条 ボランティア団体として八尾市立図書館に登録できるのは、以下の全て条件を満たしている団体に限る。

- (1) 八尾市内で図書館の目的に沿った活動を実施していること。
- (2) 八尾市立図書館における図書館事業に協力できる体制を備えていること。
- (3) 図書館の図書資料を用いて営利活動を実施していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (5) 市民の読書意欲の醸成を図るための活動を継続的に実施できること。

【登録申請】

第3条 ボランティア団体としての登録を申請する場合は、「八尾市図書館ボランティア登録申込書【団体用】（様式1）」を八尾市教育委員会生涯学習課長（以下「生涯学習課長」という。）に申請する。

【登録許可】

第4条 登録申請の受付後、生涯学習課長は申請する団体が第2条の登録資格を全て満たしていると認められる場合は登録を許可し、「八尾市図書館ボランティア団体登録許可書（様式2）」を発行する。

2 前項の規定により登録を不許可とする場合は、『八尾市ボランティア団体登録不許可通知書』（様式3）を発行する。

3 ボランティア登録が許可されていた場合であっても、第2条に規定する事項に反する事実が発覚した場合は、ボランティア団体の登録から削除する。

【変更の申請】

第5条 次の各号に該当する事項に変更があった場合、ボランティア団体の代表者は変更内容を早期に生涯学習課長に申し出なければならない。

- (1) 代表者に関する事項
- (2) 団体の活動内容の大きな変更に関する事項
- (3) 団体の解散及び活動の一時休止に関する事項

【庶務】

第6条 ボランティア登録に関する事務は、八尾図書館が行う。

【その他】

第7条 この要綱に定めるもののほか、ボランティア登録に関して必要な事項は、生涯学習課長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。